

第2節 指定工場等の設置の許可等

(指定工場等の設置の許可)

第30条 指定工場等を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その記載を一部省略することができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 指定工場等の名称及び所在地
- (3) 指定工場等の業種、使用する原材料及び主要な生産品目
- (4) 指定工場等の敷地内における建築物等の配置及び構造
- (5) 施設の使用及び管理の方法
- (6) 公害の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る指定工場等が次に掲げる規制基準に違反しないときでなければ許可してはならない。

- (1) 水質汚濁防止法第3条並びに大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第3条及び第4条の規定により定められた排水基準及び排出基準並びに滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)第9条の規定により定められた規制の基準のうち、有害物質に係る規制基準
- (2) 第29条第1号に規定する排水基準のうち、有害物質に係る排水基準
- (3) 第29条第2号に規定する規制基準のうち、ばい煙に係る規制基準

第3章 公害発生源等に関する規制

第1節 規制基準

(規制基準)

第29条 次に掲げる基準は、市長が環境審議会の意見を聞いて規則で定める。

- (1) 汚水発生施設を設置する工場等から公共用水域に排出される排水の排水基準
- (2) ばい煙等発生施設に係る設備等に関する規制基準

3 市長は、第1項の許可について、公害防止のため必要な限度において、条件を付すことができる。

(遵守義務等)

第31条 指定工場等の設置者は、前条第2項各号に掲げる規制基準をこえて汚水若しくは廃液又はばい煙を排出させてはならない。

2 指定工場等の設置者は、その事業活動に伴う指定化学物質の排出又は飛散の状況を把握するとともに、規則で定めるところにより、当該指定化学物質の適正な管理に努めなければならない。

(経過措置)

第32条 一の工場等が指定工場等となった際現にその工場等を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該工場等が指定工場等となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、第30条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

(指定工場等の変更の許可)

第33条 第30条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同項第3号から第7号までに掲げる事項のうち、公害の防止上重要なものとして規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第30条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(氏名等の変更届及び廃止届)

第34条 第30条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は許可に係る指定工場等の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(完成届、認定及び使用開始の制限)

第35条 第30条第1項又は第33条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る指定工場等の設置又は変更の工事が終了したときは、その日から15日以内に、規則で定める完成届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る指定工場等が許可の内容及び条件に適合しているかどうかについて、速やかに検査し、適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。

3 第30条第1項又は第33条第1項の許可を受けた者は、前項の規定による市長の認定を受けた後でなければ、当該届出に係る指定工場等又は指定工場等の変更部分の使用を開始してはならない。

(承継)

第36条 第30条第1項の許可を受けた者(第32条第2項の規定により許可を受けたものとみなされた届出をした者を含む。以下同じ。)から、その許可に係る指定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第30条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割(その許可に係る指定工場等を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定工場等を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令等)

第37条 市長は、第30条第1項の許可を受けた者が、同条第3項(第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反しているとき、又は当該指定工場等において、第31条第1項の規定に違反して公害を発生しているとき、若しくはそのおそれがあるときは、その者に対して、期限を定めて建物若しくは施設の構造若しくは配置、作業の方法若しくは公害防止の方法の改善又は施設の使用若しくは作業の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第38条 市長は、第30条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による改善命令等に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(操業停止命令)

第39条 市長は、第30条第1項の許可を受けずに指定工場等を設置している者又は前条の規定により同項の許可を取り消された後も指定工場等を操業している者に対し、当該指定工場等の操業の停止を命ずることができる。